

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	出 雲	輝 英
同	永 井	広 幸

住民監査請求について（通知）

令和 8 年 5 月 27 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の要旨は次のとおりである。

大阪市水道局は、X 社との間で市内の検針業務等の委託契約を締結し、公金を支出している。

X 社は、自らのミスを隠蔽するために、令和 8 年 4 月 28 日に市民へ虚偽の回答を行い、対話を拒絶するという悪質な不祥事により、市民との信頼関係が完全に破綻した結果、当該市民より敷地内への進入禁止（立入禁止）を通告され、対象地域における検針等の委託業務を適正に遂行することが不可能な状態（業務不履行）に陥っている。

自らの虚偽回答・不祥事およびそれによる立入禁止通告によって検針業務の一部が履行不能になっている以上、水道局が X 社に従前通りの委託料を全額支払い続ける行為は、公金の違法・不当な支出にあたり、その結果、大阪市には、X 社が適正に執行できなくなった検針等の委託業務の不履行部分に相当する委託料の額の損害が生じている。

そこで、上記委託業務が履行されていない期間・件数に対応する委託料について、水道局長に対し、X 社への支払の差し止め、または既払い金の返還請求（契約の減額変更手続き）等の必要な措置を講じること等を求める。

第 2 判断

1 本件請求について

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、大阪市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求が、住民監査請求の上記要件を満たしているのかを検討した。

請求人は、大阪市水道局から水道料金等徴収業務等を委託されている X 社について、市民から敷地内への「進入禁止（立入禁止）」を通告されたことから、当該市民の水道使用に係る検針業務が履行できなくなっており、同業務に係る業務委託契約の一部不履行が生じているとして、X 社に業務委託料を全額支払うことは違法又は不当な支出であると主張しているものと解される。

上記の主張が、大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものといえるのかが問題となる。

この点、請求人からは、X 社による検針業務のうちの一事例が行われていないことが示されているが、どのような基準に照らし、大阪市水道局との間での契約の不履行（契約違反）といえるのかについて、具体的に提示されていない。

よって、請求人の主張は大阪市職員等の財務会計上の行為の違法又は不当事由を具体的に摘示するものとは言えず、本件請求においては、財務会計法規上の義務違反にあたる具体的事実の主張があったとは認められない。

2 結論

上記 1 のとおり、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。